

町田市立保育園設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)8月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立保育園設置条例の一部を改正する条例

町田市立保育園設置条例（昭和34年10月町田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第4条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

町田市立保育園設置条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(対象等)</p> <p>第3条 保育園は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。以下同じ。）を入所の対象とする。</p> <p>2 保育園に<u>教育・保育給付認定子ども</u>を入所させようとする<u>教育・保育給付認定保護者</u>（法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。以下同じ。）は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(保育料)</p> <p>第4条 前条第2項の規定により保育園に入所する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の<u>教育・保育給付認定保護者</u>は、保育料を指定された期限までに納付しなければならない。この場合において、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>が納付すべき額は、当該保育料から法第27条第5項の規定により市長が当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>の代わりに受領する施設型給付費を控除した額とする。</p> <p>2 略</p> <p>(督促)</p> <p>第5条 市長は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>が納期限までに前条第1項の保育料を完納しないときは、期限を指定して督促状により督促しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(対象等)</p> <p>第3条 保育園は、<u>支給認定子ども</u>（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>をいう。以下同じ。）を入所の対象とする。</p> <p>2 保育園に<u>支給認定子ども</u>を入所させようとする<u>支給認定保護者</u>（法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u>をいう。以下同じ。）は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(保育料)</p> <p>第4条 前条第2項の規定により保育園に入所する<u>支給認定子ども</u>の<u>支給認定保護者</u>は、保育料を指定された期限までに納付しなければならない。この場合において、当該<u>支給認定保護者</u>が納付すべき額は、当該保育料から法第27条第5項の規定により市長が当該<u>支給認定保護者</u>の代わりに受領する施設型給付費を控除した額とする。</p> <p>2 略</p> <p>(督促)</p> <p>第5条 市長は、<u>支給認定保護者</u>が納期限までに前条第1項の保育料を完納しないときは、期限を指定して督促状により督促しなければならない。</p> <p>2 略</p>